

国不建第205号
令和7年3月28日

各都道府県主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設機械抵当法に基づく打刻作業の取扱いについて

建設機械抵当法（昭和29年法律第97号。以下「法」という。）第4条において、建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者は、あらかじめ当該建設機械に所定の記号の打刻を受け、又は既に打刻を受けた記号の検認を受けることを要することとされており、当該打刻及び検認については、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号。以下「令」という。）第3条及び附則第2項において、建設業者[※]が所有権保存の登記を申請しようとする建設機械が打刻又は検認の際に所在する地を管轄する都道府県知事がその作業を行うこととされています。

今般、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）の決定を踏まえ、打刻作業の実施の詳細を下記のとおり見直し、また、明確化することとしましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上作業処理に当たられますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

※建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者をいう。

記

1. 法に基づく打刻の金属板を用いた方法について

これまで、所有権保存の登記を申請しようとする建設機械への所定の記号の打刻については、当該機械に直接打刻記号を打刻する方法（以下「直接打刻方式」という。）によることとされてきたところ、建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第20号）による改正後の建設機械抵当法施行規則（昭

和 29 年建設省令第 35 号。以下「規則」という。) 第 3 条の規定に基づき、新たに金属板に所定の記号を打刻した上で、当該金属板を建設機械に外れないよう取り付ける方法(以下「打刻金属板固定方式」という。)も認められることとする。

なお、これまでの直接打刻方式に加えて、今後打刻金属板固定方式を実施するかどうかについては、打刻に関する業務を行う都道府県において判断することとする。

また、打刻金属版固定方式は、次に掲げるすべての条件を満たす方法により行うものとする。

- 一 構造部材と同程度以上の耐久性を有する材質を用いること。
- 二 次に掲げるいずれか又は複数の方法により、規則別表第二に定める位置に確実に固定すること。
 - (1) 溶接
 - (2) リベットによる接合
 - (3) 容易に剥離しない構造用接着剤等による貼付

2. 法に基づく打刻作業の実施主体について

令第 8 条第 1 項に規定する打刻の作業の実施主体としては、打刻に関する事務を行う都道府県の職員に加え、当該都道府県の職員が打刻作業に立ち会う場合に限り、申請人(法に基づき建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者をいう。以下同じ。)又は申請人以外の第三者(申請を受けた都道府県が打刻作業の実施を委託する者をいう。以下「第三者」という。)も認められることとする。

なお、1. により、直接打刻方式に加えて、打刻金属板固定方式を当該都道府県において認める場合には、その実施主体を申請人又は第三者に限る等、打刻金属板固定方式に係る打刻作業を実施する主体を指定することができる。ただし、申請人が都道府県の指定する主体による打刻金属版固定方式の実施を望まない場合は、直接打刻方式により打刻を行うものとする。

以上